

大阪府立和泉支援学校 P T A 慶弔規定

第1条 本会の会員ならびに児童・生徒に関する慶弔の規定は、次の通りとする。

(1) 会員及び会員の配偶者または本校児童・生徒の死亡（榕、榊代を含む）

10,000円

(2) 本校児童・生徒の長期（概ね1か月以上）にわたる疾病傷害等で、特に必要と認めるとき

3,000円

2 前項による弔慰金等を受取人が辞退した場合は、その意志を尊重する。

第2条 会員の不慮の災害については、実行委員会において協議の上適用する。

附則 本規定は、昭和55年4月8日から適用する。

一部改正 平成2年5月13日

一部改正 平成8年5月12日

一部改正 平成14年5月12日

一部改正 平成19年5月12日

一部改正 平成27年5月9日